

「平成 30 年度 診療報酬改定講演会」

団塊の世代が 75 以上となる 2025 年とそれ以降の社会・経済の変化や技術革新への対応に向けて、効率的な医療提供体制の整備とともに、新しいニーズにも対応できる質の高い医療の実現を目指して 2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から社会保険診療報酬の改定が行われました。

私たち歯科技工士に関連する歯冠修復及び欠損補綴に関する改定内容については、生活の質に配慮した歯科医療の推進の観点から有床義歯（局部義歯・総義歯）、鑄造鉤（双歯鉤・二腕鉤）線鉤、コンビネーション鉤、バー等の点数が増点されています。また、レジニンレーの新設、レジン前装金属ポンティックの整理と製作部位に応じた所定点数加算、フック、スパーの名称変更等、口腔機能の回復等に関する技術の評価の見直しが行われます。

良質な歯科医療に資する安全で質の高い歯科補綴物等を安定的に供給するためには、製作を委託する側の歯科医療機関と、受託する側の歯科技工所の双方が、歯科補綴物等に関する保険点数のしくみ等について共通認識の下、適正な歯科技工料金での委託・受託が行われなければなりません。

本講習会では、皆さんの健全な歯科技工所運営に資するため、製作技工に要する費用に関連する具体的な歯科診療報酬改定内容等について説明したいと思います。

公益法人 日本歯科技工士会

「製作技工に要する費用」に関わる検討委員会